

りん酸マグネシウムアンモニウム

(1) 改正の経緯

我が国は、肥料原料であるりん鉱石のほぼ全量を輸入に頼っています。りん鉱石は有限な資源であり、また埋蔵地は偏在しているため、資源の枯渇や主要産出国による輸出制限等による肥料原料価格の高騰が懸念されています。一方で、国内には、りん酸等の肥料成分が含まれる下水汚泥が存在しています。

下水汚泥そのものには、有害な重金属や化学物質等を含有している場合がありますが、下水汚泥からりんを科学的に取り出す技術が近年開発されており、各地の下水処理場で実用化されている状況になっています。

今般、各地で生産されたりん回収物について、その肥料成分や有害成分を調査し、肥料や肥料原料としてより流通しやすくするために、新たな公定規格を設定することとしました。

(2) 改正の概要

下水汚泥の消化液またはろ液にマグネシウムイオンを添加してりんを回収する技術（MAP法）によって得られる「りん酸マグネシウムアンモニウム（ストラバイト）」について、新たな公定規格として設定

五 複合肥料

(2) 登録の有効期間が3年であるもの。

| 肥料の種類 | 含有すべき主成分の最小量 (%) | 含有を許される有害成分の最大量 (%) | その他の制限事項 |
|-----------------|---|---|----------|
| りん酸マグネシウムアンモニウム | アンモニア性窒素 4.0 可溶性りん酸 20.0 可溶性苦土 11.5 | 窒素及びりん酸の主成分の量の合計量の含有率1.0%につき ヒ素 0.002 カドミウム 0.000075 ニッケル 0.005 クロム 0.05 水銀 0.00005 鉛 0.003 | |

(3) 施行時期

令和元年5月27日